

第4回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年4月23日（金） 午後13時55分～午後14時20分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1 番 米山 義一	2 番 西村 恒男	3 番 山崎 公江	4 番 小宮 広督
5 番 須藤 時夫	6 番 佐藤 孝義	7 番 山田 政文	8 番 鈴木 明雄
9 番 原 泉	10 番 安藤 睦美	11 番 平山 正幸	12 番 清水 秀幸
13 番 矢頭 恵造	14 番 久嶋 昇		

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し
許可を求める件

議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し
意見を求める件

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し
意見を求める件

議案第12号 非農地証明交付に対し承認を求める件

日程第3 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 志村 隆夫 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 定刻前ですが皆様おそろいですので始めたいと思います。互礼を行います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

ただいまより、令和3年第4回農業委員会総会を開催いたします。

総会に先立ちまして、このたびの人事異動についてご紹介いたします。

課長と会計年度職員が変わりましたので、自己紹介でさせていただきます。

志村課長 皆様改めまして、よろしくお願いいたします。この度4月1日の人事異動で農業委員会事務局のほうに着任いたしました、志村と申します。

よろしくお願いいたします。何分不慣れなものですから、皆様にご迷惑をお掛けするかと思いますが、よろしくお願いいたします。

岡 部 同じく4月1日の異動で農業委員会に着任いたしました、岡部と申します。よろしくお願いいたします。皆様方のご支援を頂きながら頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは改めまして、会長挨拶。よろしくお願いいたします。

会 長 皆さんこんにちは、4月1日より年度が変わりまして、令和3年度になりました。

今お二人のあいさつに有りました、志村課長と岡部さんが就任する事に成りましたので改めてよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様方には、この年度の初めと言う事で、色々とお忙しい中を本日の総会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

此の処のコロナウイルスの感染拡大は、まだまだ長期化する見通しで、最近は変異ウイルスの感染者の増加で、近日中にも東京はじめ大阪、京都、兵庫の4都府県に前にも出た、第3回目目の緊急事態宣言が発令されるとの報道が今日も有りました。

先日は私たち大月市の65歳以上の高齢者にも、コロナウイルスワクチンの予防接種の予約の申し込みをして下さいとの事で、案内が私の所へも来ました。

大勢の人が待ち望んでいた事でも有りますので、私も早速、予約の電話を入れましたが、何回話しても只今外線が込み合っていますので、暫く経ってからお掛け直し下さいとの事でした。

私も何回か掛けましたが、同じテープが流れてきて繋がりませんでした。次の日には今回の受付は、終了しました。との放送が有りましたが、受付予約が出来なくて非常に残念な人が大勢いたのではないかと思います。

この様にコロナウイルスの更なる拡大で、予防接種が何時になるか心配している処であります。此のところ暖かい日が続いていてコロナと

は別にホームセンターの店頭には、夏野菜のトマトやナス、キュウリ等たくさんの種類の苗が並び、これから更に暖かく成るに従って、私たち農業者にとっても野菜の苗の植え付けから、もう少し経つと田植えの季節がやってくるのではないかと、そんな事を考えている今日この頃であります。

さて改めて、本日の案件として、農地法第3条、第4条、第5条の許可申請と非農地証明の交付申請、計6件の案件申請となっております。毎回のことでありますが、これらの案件の審議が円滑にスムーズに進行されます様、皆様のご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は全員出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣告いたします。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願いいたします。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いいたします。議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 議事録署名委員の指名を行います。7番、山田政文委員、8番、鈴木明雄委員を指名いたします。

日程第2 議案第9号

議長 議事に入ります。議案第9号。農地法第3条の規定による許可申請に対し、許可を求める件を上程します。申請番号1について事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号1について、2ページの地図と3ページ、4ページにある写真を併せてご覧ください。申請地は、〇〇〇〇 外1筆、地目は畑で〇〇〇〇㎡です。譲渡し人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。申請地は、〇〇〇〇〇〇の場所に位置し、地図にあるとおり、譲受人の〇〇〇〇〇〇の家の隣と裏側に位置しています。目的は、農業経営の拡大です。

この度、自宅の裏にある土地を、県外に住む譲渡人から買入れ露地野

菜などを栽培する計画です。

申請地は写真に有るとおり、耕作はされていませんが草刈等はされて、農地に戻すことは可能な状態になっています。

つづいて、〇〇〇〇の農業経営についてですけど、4 ページに有る写真のとおり裏にある畑が、獣除けをしてこれから耕作の準備に入れる状態になっております。

その他の土地は全て傾斜地等に有りまして、簡単に耕作するという訳にはいかない部分も有りますが、保全管理などされて、耕作はいつでも可能な農地にはなっています。

その申請土地を合わせると 2254 m²になり、本人と妻で年間 200 日の農業従事を予定しています。

以上ご審議をお願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の西村恒男委員をお願いします。

西村委員

15 日の日に会長それと事務局 4 人で、現場を見てきました。

3 ページの写真を見ていただけますか、左側の写真ですが、左側に今車庫が写っていますが、この横に〇〇〇〇さんの家が有ります。右側にも小俣さんという家が有ります。この間の 2 筆です。

手前が県道です。向こう側が川になります。譲渡人の〇〇〇〇さんですけど、中学を卒業と同時に都内の学校に進学いたしまして、卒業した後、都内で就職し現在は〇〇〇〇に家を構えて生活の拠点はずっと都内です。

〇〇〇〇さんですけど、〇〇〇〇さんが留守の間、ずっとこの畑の草刈りをしていたそうです。

お彼岸の時二人が会って、今後、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇に帰ってくる予定が無いそうです。〇〇〇〇さんの家ですけど 40 年前の台風の時に水害に会いまして流されて、今〇〇〇〇に家は有りません。将来〇〇〇〇に帰ってくる予定が無いそうなどで、会った時を機に畑を引き取って頂けないというか、買って頂けないかという話になりまして、〇〇〇〇さんがこの畑を買ってそれで耕作をするという話です。

何ら問題は無いと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 只今事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

原 委員 一寸お尋ねしたいのは、譲渡人と譲受人は〇〇〇〇という苗字で同姓なのですが、親戚関係なのか一寸。

それと所有権移転が有償に成っていますね、坪、どの位で売り渡したのか差支えなければ教えて頂きたいのですが。

議 長 事務局よりお願いします。

事 務 局 この辺は〇〇〇〇という姓が多いのですが、近い親戚と言う事はないみたいなのですが、そこまで調べていませんので把握していません。同じ地域の出身と言う事で仲が良かったと言う事は聞いています。

販売価格については、此方で 3 条の場合は此方で把握していなくて、出さなければいけないと言う事は無いので、中々此方に言ってこないで金額自体掴めていません。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。

議 長 質疑が無いようですからここで採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、許可と決定いたします。

議 長 続いて、申請番号 2・3 は申請者が同一であり、関連がありますので一括で審査したいと思います。申請番号 2・3 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 申請番号 2 から説明いたします。5 ページの地図と 6 ページの写真をご覧ください。2 についてはあまり例がない形で、私も初めての申請の形になるかと思います。一寸ご覧頂きたいと思います。

申請地は、〇〇〇〇、地目は畑で、面積は〇〇〇〇㎡です。譲受人は〇〇〇〇、譲渡人は、亡き〇〇〇〇の遺言執行人〇〇〇〇です。場所は、県道の〇〇〇〇線から市道の〇〇〇〇に入り、1.5 キロほど入った位置になります。

申請理由は農業経営の確立です。〇〇〇〇さんは、平成〇年に亡くなっております。〇年ほど前になります。その時に後継ぎがいらないため、〇〇〇〇の子供に当たる〇〇〇〇に農地を譲るという遺言を作っております。

て、遺言の執行人に指名していました。

その後耕作をしていましたが、この度遺言者の意思を継ぎ家督を継ぐ事になり、遺贈による所有権取得を申請する事になりました。

現況は、6 ページの写真のとおり、綺麗に耕作の準備で耕作してある状況です。

続いて関連が有ります申請番号 3 について、説明します。

5 ページやはり同じ地図ですけど、5 ページの地図と 7 ページの写真を今度併せてご覧ください。

申請地は、申請番号 2 の近く南東に〇〇〇〇m ほど行った所になります。場所は山の中に一寸入った場所になるのですが、近くになります。

〇〇〇〇は現在、〇〇〇〇に住んでおりますが、先ほど申し上げましたとおり家督を継ぐに当たり、〇〇〇〇にある近くの〇〇〇〇さんの旧宅に引っ越して来て、農業をするに当たり、親戚に当たる〇〇〇〇さんから使用貸借で農地を借り入れ農業経営したいという計画です。

〇〇〇〇はこれまで農地は所有していませんでしたが、遺言による申請番号 2 の土地と共に耕作をして、今後は妻と共に年間 200 日程度耕作をする計画であります。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議 長

続いて地区担当委員に現地調査の結果、及び補足説明をお願いいたします。地区担当の須藤時夫委員をお願いします。

須藤委員

15 日に会長、事務局、私で現地調査に行ってきました。

場所は猿橋町の〇〇〇〇地区と言う所です。〇〇〇〇地区でも一番山間でこれ以上は 2 軒位しか家のないと言う所です。

譲受人の〇〇〇〇さんは、長年本家の土地で借地による農業をしていたのですが、今回、遺言者の意思を引き継ぎ、地権を承継するために申請したものです。

今は、田野倉に住んでいるのですが、休日や仕事の合間に家族と共に作業に従事しているそうです。

3 番の事なのですが、先程事務局から話が有りましたとおり、下の土地から 200m 上の土地で、昔は、お茶を作っていたんですけど、お

茶より野菜を作りたいと言う事で、野菜の方を作っている状況です。

〇〇〇〇さんとは、親戚同士で、今回無償で貸借契約書を交わして農業経営を確立していきたいと言う事で、農業を行っていると言う事です。

以上ですが、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問、ご意見がある方は挙手の上をお願いします。

平山委員 農業経営の拡大と農業経営の確立どう違うのか。

事 務 局 一応拡大と言うのは持っていて広げようという場合は拡大と言う表現をして、確立というのは、申請上持っている農地がゼロでそこから農業を始めようという場合は確立という使い方をしています。

平山委員 新規就労とかではなくて。

事 務 局 新規就労という形でも同じ事となるかと思うのですが、新たに始める時は、確立という言葉を使っています。

議 長 よろしいですか、他に何かご質問がありましたらお願いします。

議 長 質疑が無いようですので採決をいたします。賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、許可と決定いたします。

議案第 10 号

議 長 続きまして、議案第 10 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第 10 号農地法第 4 条の規定による許可申請について説明をいたします。

9 ページの地図と 10 ページの写真をご覧ください。

農地法第 4 条についてですけど、本市では丸 2 年間 4 条と言う申請が無くて、おそらく初めての議案になるかと思うのですが、簡単に説明しますと、人の土地を買って家を建てようという場合は 5 条、自分の土地に家を建てるとか、自分の土地を使って農地以外にしようという場合は 4 条になりますので、譲り渡すという関係は出てこなくて、申請者は 1 人で、本人と言う事になるのが 4 条と言う申請になります。ご承知おきくださ

い。

それでは説明いたします。9 ページの地図と 10 ページの写真を併せてご覧ください。申請地は、〇〇〇〇、地目は畑で、面積は〇〇〇〇㎡です。申請者は〇〇〇〇。場所は、〇〇〇〇に位置しています。

転用目的は、宅地の拡張。浄化槽と駐車場の設置です。この件については今年の 1 月、農振の農用地の除外の申請が有った件で討議がこの会でもされておりまして、その結果 3 月に県から除外の認定がされた所です。

前回の会議は、農用地から外すという会議だったのですが、それが決まったのでここで改めて、農地法の転用申請という形になります。

その時も話がありましたが、その前は始末書が出されておられませんでした。ここで改めて、始末書が出されておりますので読み上げさせていただきます。

『 始末書 読み上げ 』

〇〇〇〇さんの方から始末書が出されております。

〇〇〇〇さんは過去には〇〇〇〇を長く務めておりますが、この件があったのは平成 8 年、当時は勤め人であり、農地法について全く知らなかったそうです。

その後、〇〇〇〇をする中で、何とかしなければと知り、何年か掛かったが除外が認められたという事です。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果、及び補足説明をお願いします。地区担当の矢頭恵造委員をお願いします。

矢頭委員 今事務局から説明がありました様に、1 月に農振除外の申請が出たと言う事で、その時に現地を調査させて頂きました。そんな関係で今回は、視察の方は免除させて頂きましたので、ありがとうございました。今、事務局の方で話したとおりでございまして、自分の土地に申請をする前に駐車場と浄化槽を設置していたわけですけど、これを改めて申請したと言う事で、問題ないと思いますけど、よろしくご審議の程お願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明についてご意見、ご質問がありましたら挙手の上お願いします。

議 長 ご異議ございませんか。（無しの声）

議 長 質疑が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願い致します。

議 長 全員賛成ですので、許可相当と決定いたします。

議案第 11 号

議 長 続きまして、議案第 11 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程いたします。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは説明いたします。

12 ページの地図と 13 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇、地目は畑で面積は〇〇〇〇㎡です。

譲受人は、〇〇〇〇、譲渡人は〇〇〇〇です。

場所は、中央自動車道の〇〇〇〇、〇〇〇〇というお寺がございますけど、その南側 50m ほどに位置しています。

転用目的は、個人住宅の建設です。譲受人の〇〇〇〇は現在都内に住んでいますが、自然が豊かで都内にも通勤可能な場所に家族と移り住む事を計画し、この度この場所に住宅を建てる事にしました。県外に住む譲渡人とその点に話がまとまった形になります。

ここで、面積について説明いたします。個人住宅の建設にかかる農地転用は、500 ㎡までという決まりがございます、この土地については 593 ㎡となっております。一寸その規定をオーバーしているという形になります。

その理由ですけど、写真をご覧頂ければと思います・、写真と地図です。申請地の西側に〇〇〇〇川と言う川が流れておりまして、大変水が出やすい場所になっております。特に申請地の反対側の土地、申請地の川を挟んで反対側の土地は非常に低いために、ハザードマップのイエローとレッドの場所の位置になると言う事で非常に水害が危険な場所になっております。

この申請地についても、川の側についてはブロック舗装と一部崖のままになっておりまして、写真の所にもありますが単管パイプで杭が刺さ

った部分が有りますが、立ち入り禁止のガードが、県の建設事務所ですてあるような状況で、家を建てるのは危険な怖い場所でも有ります。そのため河川から 5m、単管パイプを刺している位置から更に数メートル程、内側の方には利用を避けて建築したいと言う事で、実質は 400 m²位しか利用ができないと言う事で、理由書が提出されており、県でもそれについては了承している処です。

以上ですけれども、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果、及び補足説明をお願いします。地区担当の山田政文委員をお願いします。

山田委員 只今事務局の方で説明されておりますが、当地区は鳥沢の寺向と言う場所でございます。

南側に住宅地が広がっております。その農地は見て分かるとおりすでに砂利が敷いてあって駐車場のようになっている場所でございます。

周辺は特に住宅が立ち並んでいる様な場所で、農地に害を与える様な場所ではありません。北側に耕作しているところが有りますが、影響はないと思います。

どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明についてご意見、ご質問がありましたら挙手の上お願いします。

議 長 ご異議ございませんか。（無しの声）

議 長 質疑が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願い致します。

議 長 全員賛成ですので、許可相当と決定いたします。

議案第 12 号

議 長 続きまして、議案第 12 号、非農地証明書の発行申請に対し承認を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 15・16 ページの地図と 17 ページの写真を併せてご覧ください。

申請者は〇〇〇〇、申請地は〇〇〇〇の一角になります。

いずれも、父親の代から 50 年以上も放置しており山林化したと言う事

であります。

〇〇〇〇については、先日、非農地通知書を委員会から発送しておりますが、その際、漏れていた土地にも証明をして欲しいと言う事で、申請がありました。

漏れていたと、申しましたが、何れも利用状況調査を行ったのですが、立入りが困難と言う事で調査不能と言う様な診断がされておりまして、調査していないため、今回、非農地通知書を送っていない場所になります。

現地を確認いたしました、立入りが難しい場所でもありました。

一寸写真をご覧頂きたいと思いますが、〇〇〇〇の方は、場所で言いますと、〇〇〇〇の向かい側の川の向こうと言う感じの場所です。車では途中までしか行けない非常に厳しい所に有りまして、左側の写真の様な大分雑木ですが相当太い木が生えておりまして、近くまで山の方が迫っていると言う感じです。

もう一方の〇〇〇〇の方ですけど、そこに有りますが、これがその番地に当たっているか一寸分からないですけれど、途中倒木が有りまして、その先に進めない様な感じで調査もされてなくて、場所が此处から此处と言う境がわからない場所でしたが、この先ずっとこの様な感じでしたので山林化している事は間違いないかと思います。

以上ですけど、非農地証明の山林での非農地と言う事ですけど、ご審議をよろしくお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果、及び補足説明をお願いします。地区担当の平山正幸委員をお願いします。

平山委員 15日に会長、事務局と現地に行っていました。

先程、事務局が説明したとおりでございます。

利用状況調査で、行けないと言う所です。

〇〇〇〇の方は、〇〇〇〇の行くところの橋を渡って、ぐると回りこんだ形になります。写真のとおりですので、出ている判断に間違い無いと思います。

〇〇〇〇ですけど、ここは〇〇〇〇の最終処分場の上になります。

写真で見ると道らしきものが有るのですが、この先、倒木がずーとご

ざいまして、入れない所です。

実は 6 年くらい前に非農地証明の申請がございまして、無理をしても中に入ったこともございましたけど、全然農地はございませんでした。

と言う事で利用状況調査も立入り困難という結果を出していますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明についてご意見、ご質問がありましたら挙手の上お願いします。

矢頭委員 ○○○○の方は非農地証明を出すという事でやったようですが、此処は外れたというのは、農地があったからですよ、其れが何故外れたと言う事ですか。

事 務 局 先程ちょっと言いましたが、利用状況調査でB分類と言う判断がはっきりされた所は、その後、此方でも確認して間違いないでしょうと確認し、非農地を出しているのですが、ここは進入不可で判断がされていないと言う事です。調査されてない所はB分類になっていないので外したと言う事です。

矢頭委員 だけでも、農地だからこれを非農地に変えたわけですよ。

事 務 局 本人の方から、申請が有ったと言う事ですね。

矢頭委員 その位なっていると、把握されていない農地が有るという事ですか。

事 務 局 B分類の農地と言うのは、凄い沢山あるのですが、そこに全部出せるかというと、まず地図にないのは出せないと言う事が有りまして、地図にない農地を全部消していくと絞れてきます。判断できない農地には出していないと言う事ですね。

矢頭委員 結構そういう所は多いのでしょうか。

事 務 局 調査不能の所は結構有るのですが、そこに出しても同じ事なのですが、出しきれないと言う事が一つあります。それでここは外してあった所と言う事ですね。本当は出しておけば良かったのですが、出し切れなかったと言う所が本音です。

議 長 矢頭委員よろしいですか。他に何かご質問有りましたら。

議 長 質疑が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願い致します。

議 長 全員賛成ですので、証明書発行を承認と決定いたします。

議 長 日程第 3、その他を議題といたします。委員の皆様から何かございますか無いようですので、事務局からお願いします。

事 務 局 (諸連絡)

議 長 他に何かございましたら、有りませんか。無いようですから、本日の日程は全て終了しました。議事進行にご協力ありがとうございました。最後に職務代理に閉会をお願いいたします。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。令和 3 年第 4 回大月市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦劳様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和 3 年 4 月 23 日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員